

第 32 回 年金記録回復委員会 (H24.1.31) 議事録

1 日時： 平成 24 年 1 月 31 日(火) 18:00~19:32

2 場所： 厚生労働省 9F 省議室

3 出席者：

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、駒村委員、廣瀬委員、三木委員
(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、
中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 辻厚生労働副大臣 (途中退室)、今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

定刻ですので年金記録回復委員会を始めます。今日は金田委員と斎藤委員がご都合によりご欠席です。駒村委員は別の会議があり、10~15分遅れるそうですが、定刻ですので辻副大臣からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお祈いします。

(辻厚生労働副大臣)

皆さま、本日もご参加いただきありがとうございます。厚生労働副大臣の辻です。委員の皆さま方にはご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。旧年中も大変お世話になり、年が明け数日が経過しておりますが、今年も変わらざるご厚誼のほどをお願い申し上げます。

本日は年金記録問題の解決に向けて、改めて皆さま方からご意見やご指導をいただき、厚生労働省としての取り組みを進めていくことになるわけです。特に本日は年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等との突合せ、いわゆる紙コンの進捗状況、未統合記録 5,000 万件の解明状況等についてのご報告を予定しております。また、厚生年金基金の記録と国の記録の突き合わせ作業の結果、双方の記録が不一致となり、どちらかの記録を訂正する必要がある場合の不一致原因に関する調査結果、また、今後の再発防止策についての問題をご報告し、委員の皆さま方にご意見等を賜りたいと考えています。委員の皆さま方の忌憚のないご意見を賜りますようお願いして冒頭のご挨拶とします。よろしくお祈いします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

それでは議事予定に従い、よろしくお祈いします。

(尾崎年金記録回復室長)

議事を進めたいと思います。本日は資料1から資料5まで用意しております。資料1から順に説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず資料1をご覧ください。磯村委員長のご指示により毎回作成している資料です。今回はこれまでと若干異なり、本年最初の委員会ですので、本日は赤字で記載されているものが直近1年程度の間でご審議いただいているもの、あるいは一部審議済みのもの、また、青字で記載されているものは本日ご審議いただきたい事項について、それぞれ色を付けております。前回の12月の委員会までは、直前の委員会でご審議いただいたものは青字、今回ご審議をいただくものは赤字としておりましたが、今回は本年最初の委員会ということで、違う形でご用意しております。

本日ご審議いただく事項ですが、資料2ということで資料1のCの部分の、紙台帳とコンピュータ記録の突合せによる記録の回復状況についてご説明します。資料3では資料1のBの部分の5,000万件の未統合記録の解明状況についてご報告したいと思います。資料4は、資料1の下方、Hの「ねんきんネット」での個々人ごとの記録確認ということで、ねんきんネットの利用者については電子版ねんきん定期便を送るという資料を用意しております。最後にご審議いただく資料5は、資料1真ん中にあるDの「厚生年金基金記録と国記録との突合せによる記録回復」の①の(ア)の部分です。不一致の原因分析、再発防止について用意していますのでよろしくお願いします。

(磯村委員長)

特によろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料2についてご審議いただきたいと思います。日本年金機構伊原部長にご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

日本年金機構の伊原です。資料2-1で紙コン事業の進捗状況についてご説明します。裏面の棒グラフが載っている方をご覧ください。コンピュータ記録と紙台帳との突合せ事業については2か月に1回、直近の状況をご報告することになっております。昨年3月から5月、7月、9月と報告させていただきましたが、今回は11月という形でご報告します。

審査終了件数を見ますと、11月末で21,587,815人という状況です。この棒グラフを見ると2か月ごとに数値が表示されていますが、2か月ごとに件数の伸びが増えております。9月から11月にかけては約560万人増えております。その前の7月から9月が

約 435 万人ですので 125 万人ほど伸びてきております。その要因としては、11 月から契約方式を実績払い方式に変えたことが影響しているように思われます。通知の発送件数ですが、3 月の段階、5 月の段階では低迷しておりましたが、ようやくスピードも出てきて、11 月末の段階で 24 万 6,983 件、約 25 万件の記録回復がされ、年金額が増えるという状況になっております。

このグラフを表にしたものがこの表面です。「審査結果」という欄をご覧いただくと、審査を開始した件数は約 2,445 万人、そのうち職員による審査まで終了しているのが約 1,760 万人、受託事業者まで終わっているのが約 2,159 万人という状況です。一致件数の方が多いのですが、不一致件数は職員の段階まで終わっているのが約 31 万人、受託事業者まで終わっているのが約 197 万人という状況です。続いて記録回復見込額ですが、これまで年額ベースで 28 億円の年金額が回復見込みとなっております。これを大体 20 倍すると生涯額になりますが、計算すると 500 億円を超える金額が回復しているのではないかと思います。増額になった方の 1 人当たりの平均額は年額ベースで 1 万 1,000 円です。こちらも作業が進んできまして、「記録判明」と呼ばれる回復が比較的大きくなるケースが増えてきております。前は 1 万 200 円でしたので、800 円ほど平均金額が上がってきております。ご本人さまへの通知発送状況は、下の表にございますように「記録訂正」と呼ばれるものが約 24 万 7,000 件、「記録判明」と呼ばれる新しく記録が見つかったものが約 1 万 5,000 件という状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(三木委員)

非常に多くの見込額が年額の累計で見つかってきているのはいいことだと思いますが、1 件当たりの処理コストはいかほど掛かっていますか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

昨年の 5 月にサンプル調査の結果を公表いたしました。それによると、以前に突合せ業務のコストとシステムの費用ということで 1 件当たり約 3,400 円とご説明しております。しかし、先ほど申し上げましたように最近作業スピードが上がってきており、以前サンプル調査を行ったときの速度よりも相当早くなってきております。現時点でもう一度計算し直すともっと低い数字になるのではないかと思います。そういう意味で古い数字としてはそのような数字をお示ししてございますが、正確に今の作業スピードを反映した直近の処理コストは計算しておりません。

(磯村委員長)

ありがとうございました。しばらくしましたら適当な時期に、どれくらい安くあがっているのかという状況などが分かりましたら教えてください。

(岩瀬委員)

基本的なことをお尋ねします。これは本人に通知を発送して回答があったということですが、回答のない人に対してはどのようなフォローをしているのですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

2回通知をお送りして、未回答の場合は督促を2回行います。通知を発送して60日経過して反応がないときはもう一度お送りして、さらに60日経過しても反応がないときはもう一度お送りするという形で督促しております。

(岩瀬委員)

それで終わり、打ち止めですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

こちらは電話番号までデータを持っておりませんので、どうしてもそういう形でしかできないということです。

(廣瀬委員)

不一致というのがあるわけですが、不一致の内容はどのようなものが不一致と整理した状況が、今までデータ的に出たことがありましたか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

不一致については、以前行ったサンプル調査で、そのサンプルに関してはこのような不一致内容だったというものは出しております。

(廣瀬委員)

不一致というのは、名前から始まって記録の状況などがあるわけですが、どの辺が不一致ということの典型的な例としてあるのですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今回の紙台帳との突合せの目的は、保険料を納めたかどうかという納付記録を中心に見ております。例えば名前や生年月日が多少ずれていても、本人と特定できればそれを不一致として扱う必要はないので、あくまでも本人が紙台帳上では納付している、オンライン記録上では納付していないなど、そのような見方をしております。オンライン上

には記録がないが紙台帳に記録が見つかったというケースが、私の記憶ではサンプル調査の4分の1ぐらいだったと思います。数字は不正確ですがそれ以外の残りの4分の3は、標準報酬月額が紙台帳の記録とオンライン記録が違っている、あるいは月数が異なっているというような内容で、そこはさまざまだと思います。

(廣瀬委員)

最終的なところでは、その辺の分析というか、目で見えて分かるような感じでのデータ処理を最後はすると考えていいですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

紙台帳検索システムに全部事跡を入れておりますので、その事跡の区分で分析することは可能だと思います。

(廣瀬委員)

了解です。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にはございませんか。
それでは次の議事をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

副大臣は他に公務があり、途中で退席されると思いますのでよろしくお願いします。

(ここで辻副大臣は退室)

(尾崎年金記録回復室長)

次の議題に移ります。資料2-2、年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳の突き合わせ業務実施要領の改正について伊原部長からご説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料2-2の2ページをご覧ください。今日ご相談するのは、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせをする際の基本ルールを決めている実施要領の改正です。「旧」のところをご覧くださいますと、当分の間、紐付いている紙台帳等の枚数が18枚以下の方の分は突合せを実施し、19枚以上の方の分については中身を分析して作業方針を検討するというように、この事業をスタートするときに整理しました。

これまでのところ、国民年金記録が19枚以上紐付いているケースについてはまだ作

業をしておらず、24年度、この4月以降の課題として保留しているところです。今日は、この19枚以上の処理の効率的な方針の目処が立ちましたので、それを踏まえた実施要領の改正をしたいということでお諮りしたいと思います。

1ページの大きな図でご説明します。国民年金記録が19枚以上紐付いている案件は今の処理手順でいくと、全部1件1件画面に照写して印字していくこととなります。200枚にも及ぶ紙台帳がかなりございまして、これを1件1件印字しておりますと過去のサンプル調査では印字するだけで105分、2時間近くかかるという状況でした。これではとても現実にはやれないだろうということで悩んでおりました。このことについていろいろ工夫することで1ページの下にございまして、平均12分ぐらいに短縮できそうな目処が立ちましたので、そのやり方を実施したいと考えております。

紙台帳がたくさん紐付いている案件については、4つの課題があります。1つは紙台帳の枚数が多いので印字に非常に時間がかかってしまう。

2番目に、審査に不要な紙台帳がかなり紐付いているという問題です。市町村に保存されていた紙台帳を電子画像化したわけですが、中には領収済通知書や、社会保険オンラインシステムの照写画面もあり、印字が要らないものも多数ございました。

3番目に、同じ記録が記載された紙台帳が多数あるケースです。市町村においてコンピュータで管理されている場合は比較的管理が容易だということもあり、月ごとや四半期ごと、あるいは年度ごとに1枚ずつ紙台帳を作っている市町村が相当ございます。これらの記録は全部見る必要はなく、例えば、月単位で作成している場合でも、その年度の最後の3月のデータを見ればその年度のもの全部載っているわけです。従いまして12分の1をピックアップしそれだけを確認すれば足りるということになります。

4番目ですが、社会保険庁が管理していた厚生年金の記録の場合、基本的には全国統一書式だったのですが、国民年金の場合は市町村ごとに様式が違っております。従いまして、ばらばらに作業をしていると非常に効率が悪いという状況がございました。このような4つの悪条件がある中で、どうやったら効率化ができるかということで、2つの効率化策を考えております。

1つは「国年画像表示ツール」です。お一人に紐付いている紙台帳を1画面に4枚とか9枚を一挙に表示できるような形にして、目で見てその中で印字すべきものを選択していく画像ツールを開発しました。これを使うことで、本来見るべきものと見る必要がないものを瞬時に見分けることが可能になり、印字の高速化も図れます。1件1件印刷ボタンを押す必要がなく、まとめて1回押せばまとめてプリントアウトできます。

もう一点は手間が掛かる作業ですが、19枚以上の案件が多い市町村については市町村ごとに作業マニュアルを作成します。「こういうふう処理すべき」というマニュアルを作って、同じ市町村の案件は同一拠点で処理することにすれば、そこで従事する人が一度マニュアルをマスターすることにより、作業を効率化できるのではないかと考えております。

実際にやってみたサンプル調査の結果が3ページ目です。効率化前の2件では、平均141枚の案件の受付を行うだけで、平均で約105分かかるという状況でした。効率化後は、市町村によってタイプが分かれて、X・Y・Zと3つのタイプがございますが、それぞれ実施してみると、14分、13分、10分ということで非常に効率化ができております。紐付いている紙台帳の枚数が多くても、実際に審査しなければいけないものは10枚程度であり、通常の18枚以下の案件と変わらない状況です。従いまして受付時の印字さえ効率化できれば、あとは通常の作業でできるだろうという見通しが立ったところ です。

2ページ目の実施要領ですが、国民年金記録の19枚以上についても新しい画像表示ツールを使うことで効率化ができることになりましたので、24年度の突合せ作業においてこのような効率化をすることで、今まで手を付けられなかった19枚以上紐付いた記録についても実施可能になると考えております。

合わせて、来年度の突合せ事業についてです。現在24年度予算案が国会に上程されておりますが、われわれとしては厚生労働省とも協議して、来年度は受給者の記録の突合せ作業を24年度中に終わられるように最大限努力をしたいと考えております。まだ正確な見通しは立っておりませんが、先ほど資料をご覧いただいたように突合せ拠点の処理は比較的順調に進んできております。従いまして、随分前倒しで件数処理ができつつあります。国民年金の19枚以上の記録についても、通常の記録と同様にそれほど時間がかからないという目処が立ちました。今の見通しでは、頑張れば24年度中に受給者については突合せ作業を終えることができるのではないかという感触を持っております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。今、事務局から2件の報告がございました。1つは国民年金の19枚以上の紙台帳との突合せの効率化です。これは去年の12月8日のこの委員会で効率化の仕組みそのものは、いろいろご審議をいただきご了承をいただいているところです。それを実施要領の改正案というペーパーに落とした本件についてよろしいか、ということが1つと、もう一つは、今後の突合せの作業の見通しです。今、この2つの報告がございました。それぞれについてご意見、ご異議等がございましたらおっしゃっていただきます。特段よろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

基本的なことになりますが、資料3ページの「参考」です。X市、Y市、Z市でそれぞれの整理の仕方が違っているということだと思いますが、大まかに分けて、どのタイプが多いかということは分かりますか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

大体この3つのパターンに大きく分かれます。XとYの両方を足して全体で110万件ぐらいであり、Zが110万件ぐらいだと見えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にご質問やご意見はございませんか。

この場でご審議をいただく事項として、19枚以上紐付く案件の効率的な処理を実施要領という紙に落とした表現などについて特段異議はございませんか。では、これで進めるということですのでよろしくお願いします。

次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

議題の(2)、資料3の未統合記録5,095万件の解明状況について伊原部長からご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

未統合記録については3か月に1度、直近の解明状況をご説明しております。おなじみの表ですが、昨年末時点、12月の数字です。統合済みの案件は1,615万件です。9月に整理したときは1,600万件でしたので、統合済みが15万件増えております。特にポイントになりますのは、今後さらに解明を進める記録の部分で、今、持ち主のあてがないものが967万件ございます。1,000万件を割ってから徐々に減ってきておりますが、9月が970万件でしたので減り具合が3か月で大体3万件という状況です。3か月ごとの数字を見ますと、この1年間は大体3万件の減り具合で推移しているという状況です。資料の右側になりますが、1,615万件に対する人数ベースでは1,274万人の記録が統合されており、受給者で568万人、被保険者で706万人という状況です。

2ページ、3ページはいつもお出ししている資料です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件の報告にご意見やご質問はございませんか。

私から確認もかねて1つです。今の9月時点の数字との比較でいくと、皆さんは一生懸命やってくださっているのですが、岩盤に突き当たったという感じがあるのではないかと思います。その辺の感想めいた評価なり何なりで追加すべきことがございましたらお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

前回発表したときも同じことを申しましたが、確かに岩盤に突き当たっているという

感じがございます。ただ、一点だけ変化を申し上げると、9月から突合せ拠点で未統合記録についての持ち主検索作業が本格的にスタートしております。9、10、11、12月と作業をしており、調べた中で1%強ぐらいの方については持ち主らしい人が見つかっております。昨年12月ぐらいからは、持ち主と思われる方に通知も送り始めております。そのような状況なのでこの数字は改善される可能性もございます。ただ、今申し上げたように967万件の1%を超えても10万件程度ですので、われわれの方からの調査だけでは難しいという気がしております。

(磯村委員長)

結局、不審な記録・気になる記録と思っているご本人から申し出をいただく以外に、これをあらかた片付けるのはなかなか大変だという感じがしますが、そのような理解でよろしいですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

即断はできませんが、われわれの方からやれそうなことはやってきております。残る手段としては、ご本人から「これは私の記録ではないか」とか、ご本人からのヒント、例えば「昔、違う誕生日を届け出たかもしれない」とか、「昔、ここで働いていたことがあるのだが」ということを追加的に申し出をいただかなければ、見つけるのは難しいと思います。

(磯村委員長)

ありがとうございました。悩ましい問題ではございますが、今の段階ではこれ以上手立てがないようです。いずれ何かの申し出キャンペーンのようなことをする必要が出てくるのでしょうか。その辺の材料を期待しながら、本件は一応、今の段階はこれでよろしいですか。

では、次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

議題の(3)で資料4です。電子版ねんきん定期便について日本年金機構の伊原部長からご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ねんきんネットを昨年の2月、約1年前にスタートしました。この4月からはねんきん定期便をねんきんネットでお送りするというサービスをスタートしたいと考えております。その具体的なイメージについてご紹介したいと思います。1ページの流れ図に沿って、どのような段取りで進むかについてご説明します。

まず、ねんきんネットを利用するためには、ユーザー登録をしていただく必要があります。現在、ねんきん定期便でアクセスキーなどをお送りしておりますが、アクセスキーを使ってID登録をしていただくか、アクセスキーがない方でもホームページで申し込んでいただければ5日程度で年金機構からIDをお送りすることもできます。そのユーザー登録をしていただく際に、ねんきん定期便について今後郵送を希望するかどうか、意向登録をしていただく画面が表示されるようにしたいと考えております。

その後、お客様の誕生日になりますと、ねんきんネットにユーザー登録し、かつご本人のメールアドレスを登録していただいた方全員に対して、新しいねんきん定期便が見られるようになったというメールを送信したいと考えております。これを開けて自分の電子版ねんきん定期便を確認してもらう。将来に向けてデータを残しておきたい場合は、ダウンロードして保存することも可能になっております。その記録を確認し、自分の記録に漏れや誤りがあるのではないかという場合には回答票を書き添えていただきます。回答票についてもPDFファイルにしてあり、そこに書いてプリントアウトして送ればよいという形です。わざわざ年金事務所に書類や回答票の送付を求めたりする必要はなく、ご自宅でできるような形にしております。

もう一つは、冒頭にご説明したユーザーID登録時に、郵送版も引き続き送ってほしいとご登録していただいた方、あるいは35歳、45歳、58歳という節目年齢になる方については郵送便をお送りするという手順になっております。

資料の2ページですが、ねんきんネットを利用してIDをご登録いただくと、次に表示されるのがねんきん定期便等の郵送希望の有無の登録です。冒頭に「ねんきん定期便をねんきんネットでご確認いただくことができるようになりました」との説明をした上で、電子版定期便のセールスポイントとして、1つは毎月新しい記録が更新される、もう一つは今の定期便は節目年齢以外の方については直近1年分しか見ることはできませんが、電子版ねんきん定期便は全ての記録が確認できる、ということを表示しております。この2つのセールスポイントをご説明した上で、郵送便に変えてこれを利用いただければ、郵送費等のコスト削減や紙文書を減らして地球環境への配慮につながるという説明もした上で、郵送希望の有無についてぜひ登録してください、と書いています。

ただし、定期便の送付対象にならない方もおられます。年金受給者のうち特に在職高齢年金の受給者の方は対象になり得るのですが、厚生年金に加入される予定のない年金受給者、年金受給の待機者で現在年金制度に加入されていない方、海外に住んでいる方、これらの方については定期便の送付対象にならないので意向登録は不要ですが、それ以外の方にはぜひ意向登録をしていただきたいと思いますと考えております。あえて登録しない場合のような未登録の場合は、郵送便が送られることになっております。

3ページですが、来年度は誕生日に電子メールをお送りしたいと考えております。〇〇様という形でお送りして、ねんきん定期便をねんきんネットで確認できるようになりました、ということをご案内しております。その後、郵送希望の有無についてもぜひご

登録くださいというあっせんも行います。このような形で、ご本人の記録の確認について注意喚起したいと思います。

4 ページ以降は電子版定期便の内容です。これは基本的には節目便と同じ内容ですが、少し違うのは4 ページの上方で、記録に漏れや誤りがあった場合には宛名シールを用いて郵送いただくか、あるいはお電話いただければ、料金受取人払いの返信用封筒を添えて回答票を郵送します、ということを書いております。

13 ページは、宛名シールのサンプルです。以前、検討会の場では、封筒のフォーマットを印刷しそれを切つてのり付けして封筒を作る書式を予定していたのですが、それよりはご本人がいろいろな封筒をお持ちでしょうから、そこに切つて貼るほうが便利ではないか、あるいは、ご本人が印刷したものが薄い紙だったりすると透けて見えてしまいますが、宛名シールはそういうリスクもありませんので、修正してお出ししました。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。いろいろと工夫されているようですが、何かご意見やご質問はございませんか。どうぞ。

(梅村委員)

記録に不一致があった場合、あるいは異論があつて回答票を送り返した場合に、複雑なものは別として、ご本人への回答は大体の目処としてどのぐらいの期間を予定されていますか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ねんきん定期便に関しては本部にお送りいただいて処理をしておりますが、以前と違って相当短くなっていると思います。「思う」というのはエビデンスがなくて大変恐縮ですが、その場合とほぼ同じ時間になるはずですので、調べてご説明します。今はそんなにお待たせすることはないはずです。

(梅村委員)

お願いします。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

3 つほどあります。1 つ目は以前に議論になったような気がしますが、2 ページ目の

「希望する」「希望しない」です。これは最初の段階でどちらに付いているかというのが意外と大事なわけですが、最初はどちらに付いているか、それともどちらも付けないのか、どうされるのですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今のご質問については、年金通帳等について議論する検討会が開かれておりました、そこでも議論になりました。そこでのご意見を踏まえて、最初は「希望する」に付いています。従いまして、基本的には郵送が送られることになっております。ですから郵便は要らないという方は「希望しない」へスイッチした上で、下の「登録内容を確認」をクリックするという構成になっております。どうしてそのようになったかと申しますと、検討会の議論の過程の中で、現段階では、できる限り郵便をお送りすべきであり、本人が意識的に「私は要らない」と言った方は要らないが、そうではない方にはお送りすべきだというご意見が、比較的多かったということが反映されていると思っております。

(三木委員)

ねんきんネットの実際の利用動向は今は何人ぐらいで、その内数でこれが使われているのだと思います。「希望する」で、どのぐらいの人がインターネットのみのユーザーに移行するという見通しかを教えていただきたいのですが。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まずファクトから申し上げますと、先週段階で61万人の方がID登録をしており、毎週大体1万人から2万人が新規にご登録いただいております。実際61万人に対して、記録を確認されたのが112万回です。1人が1回登録すると平均2回ぐらいご覧いただいているというのが今のねんきんネットの使用状況です。そうした中で、「電子版だけでいいです」という方がどのぐらいいるかについては、4月以降に実際に稼働してみないと分からないところです。この先、ねんきんネットの登録者が毎週1万人から2万人ずつ増えていくと、多分3月末の段階で70万人から80万人ぐらいではないかと思えます。その中でどのぐらいの方が「郵送は不要です」と登録するか、今の段階で見積もるのは難しいと思えます。

(三木委員)

定期便送付代がどのぐらい掛かっているか分かりませんが、100円とか掛かっていると思います。そういう観点から言えば、コスト削減ができるのであれば、インターネットに乗り換えていったほうがいいと思うのです。今送っている定期便に比べて、インターネット版のどういう点が優れているのかをもう少し明快に打ち出せないかと思

ます。これは毎月更新されるので、郵送便と比べるとリアルタイムとはいわないが、月次更新版だということです。

もう一つは、5 ページに「これまでの加入実績に応じた年金額」と書いてありますが、これは以前から、若い人を見ると加入期間が短くてびっくりするぐらい少ない金額しか書いてないのです。定期便を送ると、「これぐらいしかもらえないのだったら、(保険料を)払っても意味がないのではないか」という間違いを起こすような内容なので、定期便はこの部分に限界があったと思っています。そういう意味では、ねんきんネットユーザーにとっては、少なくともそういう部分がリアルタイムにある程度きちんと将来の予測まで入れて計算できるようになっているので、そちらのほうが機能的には優れているわけです。そういう部分が、少し読んだだけではこの文章は分かりにくいところがあると思うので、きちんと説明してねんきんネットユーザーは少なくともねんきん定期便をPDFで取得することもそうですし、紙でもらうことは意味がないとまでは言わないですが、付加価値がそんなにないということをもう少し言ってもいいのではないかと思います。

実際こういうサービスに関してはコストがかかっているため、たくさん乗り換えてもらったほうがいいという観点からいうと、既存のお客様に対しては、既に 60 数万人、今後の見込みの 80 万人には、その人たちの半分とか3分の1とか分からないですが、できるだけ乗り換えてくれれば一気にユーザーが増えてコスト削減になるわけです。それをどのようにやる予定なのかお聞きしたいのですが。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まず、コスト削減という点からすると、4月以降は、ねんきん定期便について、今まで封筒で送っていたものをハガキ化しようと思っておりますので、かなりコストセービングがなされます。4月以降お送りするハガキの中に、ねんきんネットのご案内ということでアクセスキーを入れて、「これからは電子版ねんきん定期便も利用できます」と、案内をしようと思っております、現役の被保険者についてはそれで周知をしていきます。受給者の方には、現在のところ十分にPRはできていません。そこで、今考えているのは、来年1月を目処に「気になる記録の確認キャンペーン」をやりたいと思っております。先ほど磯村委員長のお話にございましたように、未統合記録について、ご自分で気にはなっているが確認できていない方がおりますので、キャンペーンをしようと思っております。そのときに、キャンペーンの告知も兼ねて、受給者の方々にねんきんネットを利用するときのアクセスキーを添付して通知を送りたいと思っております。定期便は現役の方ですが、受給者については振込通知書とか年金額改定通知書を、来年度から電子版でご覧になれるように予定しています。そのような利用もできるということ、来年1月の受給者への通知に入れることで、受給者の利用も広げていきたいと思っております。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

特に気を付けていただきたいのは、既存のねんきんネットユーザーに対してですが、少なくともねんきんネットのアカウントは持っているので、それにもう一息、できれば郵送は要らないと言ってもらえればいいわけです。今のお話は新規の場合の話だと思うのですが、既存のお客さんも、ここで1回「郵送でいいよ」と言ったものの、いろいろなレター類が来るがネットでいつでも取れるのならいいと、どこかで気付くお客さんが増えるはずです。年に1回なのかどうか分からないですが、ログインしたときに「要るんですか、要らないんですか」と聞くとか、メールで「要るか、要らないかを登録してください」というのを出せるかどうかは、メールアドレスを取っているかどうかということもありますが、そういう工夫をしなければいけないと思います。

まず、ログイン時に何かの承諾を取るプロセスは、普通のインターネット証券会社などのように、約款変更のときにはみんなやるわけです。それと同じように、お知らせしなければいけないものについて、どのような意向なのかを聞くというのはその都度やってもいいぐらいだと思います。入り口のログイン時のメッセージ表示をきちんとやるということと、メールアドレスは基本的に変わっていく可能性があるものなので、民間業者はメールアドレスのメンテナンスに非常に気を付けています。入り口のところでメールアドレスをどういう登録フローにするかというのはきちんと検討しなければいけません。メールを送って、生きているメールアドレスかどうかを確認して登録するようなフローになっているのか、2年後、3年後にメールアドレスが変わった場合に再登録をどうするのかというメールアドレスのメンテナンスの部分に関しても、きちんと考えを持っていただきたいと思います。1回インターネットの世界に入ったからといって、それで関係が切れるというよりは、今までよりもはるかに高い頻度で、かつ低コストでインターネット上ではユーザーメンテナンスができるという観点をきちんと持って考えてもらいたいです。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今のご指摘についてやれそうなこともあると思いますので、ぜひ検討したいと思います。3ページをご覧くださいますと、今年の4月以降は誕生日に必ず電子メールをお送りします。この中に郵送版に変えて電子版を利用すれば郵送費のコスト削減ができますのでぜひ登録してください、ということメッセージとしてお伝えします。こういうメッセージを出していき、その人が登録しているか、いないかに応じてメールの内容を変えていくということも考えられると思います。また、ログイン時の表示の仕方とかログイン時の対応についても、工夫できるものはしたいと思います。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

言いにくいかもしれないですけども、どのぐらいの電子版のねんきん定期便の登録あるかやってみなければ分からないということですが、一般の者から見て、何か新しい試みをするときに目標値がないというのは非常に気持ちが悪いのです。今回定期便の見せ方の幅を広げるというよりも、どちらかというとも事業仕分けのこともあり、コスト削減等々のいろいろな問題が後ろにはあるわけです。

打ち出し方としてはいろいろあると思いますが、新しい試みをするには費用が掛かるので、やるのであればコスト削減の観点からこれぐらいを目標値に据えてそれを目指すとか、地球環境のことを打ち出すのであれば、ほとんどの会社のCSRではこれぐらいの削減を目指してやるとか、何か仕掛けがないと広まらないのです。そうであるなら、広まらないものに対してやっていいのかという疑問が残ります。

年金通帳等の検討会で、郵送便の重要性が説かれたということで、それもそうなのですが、今後の情報の取り方という観点から、電子媒体と紙媒体というのは大きく変わっているので、年金局のほうも年齢層ごとの動向等を示して、訴え出ていく必要があるのではないかと思います。言いつ放しのようにになりますが、お答えができる部分があればお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

電子版ねんきん定期便を進めることで、電子版ねんきん定期便を利用した方が郵送を希望しなければコスト削減になるという点があります。ただ、こうした考え方については、年金通帳等の検討会において、まだ記録確認を一生懸命してもらうべき時期で、電子版定期便をお送りしてもご本人が本当に確認したかどうかを検証できないし、現時点では電子版定期便を送るだけでは不十分ではないかというご意見や、電子版定期便については1つの選択肢として提供はするが、主たる目的がコスト削減ではいかがなものかという意見がございました。歯切れは悪いかもかもしれませんが、これをやることでどれぐらいコストセービングできるだろうとか、それを目指しているのかについては現段階で機構側として具体的な目標値は持っていないという状況です。

機構としては、「こういうことが利用できるようになりました。要らない人は不要と登録してください」ということは、積極的にPRしていきたいと思います。この後、どこまでそれを一般化していくかについては、少しやってみて判断していくことではないかと思います。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

細かい話になりますが、3ページの電子メールの案文のところでは、中ほどの日本年金機構ホームページの上の※印で「節目年齢には書面による定期便が郵送されます」とあります。その前の2ページにはそのことについて触れていないように思いますので、少し触れておいたほうが良いと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

2ページの※印の2つ目に「電子版ねんきん定期便のみを希望する方であっても～」と入れております。

(梅村委員)

失礼しました。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

私からです。今までの委員の皆さんのご意見を伺っていると、1つは2ページのねんきんネットの誘導のための上の文章で、特に「(1) 毎月、新しい記録に更新されるほかに、(2) これまでご加入いただいた記録の全てを確認することができます」という、ねんきんネット版ならではのメリットがここに書いてあります。この部分が例えば色変わりでチカチカするとか、小手先の工夫かもしれませんが、メリットを強調するというのが1つありかなという感じがしておりますので、その点についてご検討いただく余地があるのかどうか。

この2つのメリットだけではなく、3つ目に、より現実的な見込額の計算もできますとのことでしたが、これが今までの紙ベースの定期便とは違うところだという意味のこと、要はメリットをたくさん並べて色分けでチカチカ出てくるようにすれば、下方の郵送を希望しないというところの表示が増えるのではないかという感じがします。その辺も含めてというご意見が多かったように思いますのでよろしくお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

貴重なご意見をいただきました。ねんきんネットについては4月だけではなくて年内に何回かリニューアルの機会がございますので、できる限り取り入れたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

毎月更新というのはデータの更新の頻度だと思いますが、取ることはいつでもできるのです。少し読んだだけで、取ることがいつでもできるのか分からないと非常にまずいので、いつでも取れるとぜひ書き足しておいていただきたいです。たまに来る紙のものに比べれば、深夜だろうがいつでも取れるという利便性は計り知れないものがあるが、紙をわざわざ欲しがる理由がないぐらいだと思っておりますが、それをぜひ強調していただきたいです。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。続いて次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

(4)の議題に移ります。厚生年金基金記録と国記録の突合せについて、資料5-1、資料5-2、参考資料を用意しています。まとめて渡辺企業年金国民年金基金課長からご説明をお願いします。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

企業年金国民年金基金課長の渡辺です。資料5-1、5-2、参考資料が表裏で付いています。本題の資料5-2に入る前に、お手元の参考1と資料5-1をご覧ください、若干復習になりますが厚生年金基金(以下、「基金」と国の記録の突合せの問題についての全体像の中で、本日ご報告する事項の位置付けを整理したいと思います。

参考1の図をご覧くださいますと、昨年10月の回復委員会でお示した突合せ関係の全体像で、大きく3つの課題があります。そのうち一番右の柱ですが、こちらのほうは既に基金を代行返上して、今は基金ではなくなっているところです。代行返上後の記録の再整理ということで、この点については昨年11月にこの委員会で、どのような形で再整理をしていくかという基本方針については合意をいただいたところです。現在その方針に沿って細部について作業を進めているところです。

現在基金として存在しているところについては、この国の記録との突合せの作業を行っております。全体の対象数が、人数ベースで3,700万人ぐらい、件数ベースでは4,000万件ぐらいです。このうち9割については既に突合せの作業が終わって一致している、あるいは不一致があつて直したという形になっております。残りの人数ベースで300万人分ぐらいがまだ作業中です。その中には、この図の真ん中にございますように、突合せをする相手がまだ見つからないという事案がございます。これが、300万人の内数ですが人数ベースで60~70万でございます。こういう作業中のものがございます。

これについては厚生労働省と機構で、どのような形で作業を進めるのが効率的かという作業方針、工程について詰めているところです。

実際に突合せが終わったもののうち、一致したものが大半ですが、全体の中で不一致になったものがパーセンテージでいうと6%ぐらいあります。その中でも特に不一致の内容が、基金に加入しているかいないかというところに関わる問題で、このまま放っておくと代行部分が全く出ない、あるいは逆に二重に支給されてしまうという事案がございます。これが一番左の事案です。これについても昨年10月に、不支給、二重給付という事案の対処方針について回復委員会のほうでご議論いただき、方針をまとめていただいたところです。

資料5-1をご覧ください。種別相違と呼んでおりますが、代行給付の二重給付、不支給への対応の方針を決めたときに、種別相違も含めて基金と国の記録の不一致が生じる、具体的にはどういったところに生じているのか、あるいはその原因は何かについて調査を行っているということで、その結果と、それを踏まえた再発防止策について今後回復委員会に報告することをお約束したところです。本日も報告しますのは、不一致事例に関する調査の結果と、それを踏まえた今後の再発防止策ということです。

本題は資料5-2をご覧ください。これが今申し上げました、基金記録と国の記録の不一致事例に関する調査の結果、再発防止策ということです。まず「1. 調査の概要」をご覧ください。今回の調査ですが、日本年金機構で国と基金の記録の突合せを行ったもので、23年8月中に基金に回答したもののうち国記録が正、あるいは基金記録が正ということについて結論が出ているものについてサンプル抽出を行いました。合計で1,507件あり、このうち不一致がなかったものが89件ございますので、残りは1,418件です。この1,418件のうち最終的に基金記録が正、すなわち国記録が誤っているとされたものが合計で949件ございました。これについては日本年金機構で、主にどういった点が不一致だったのか、あるいは不一致が生じた原因が何かということについて調査・分析を行っております。この資料では便宜上「機構調査」と呼んでおります。

残りの469件は逆で、国記録が正、基金記録が誤りと判断されたものです。これについては私どもの方で基金に個別にアンケート調査を行い、実際に何が違っていたか、あるいは不一致の原因について調査・分析をしております。こちらは便宜上「基金調査」と呼んでおります。機構調査の方は基金が正で国が誤だったもの、基金調査の方はその逆ということで、以下の調査結果をお聞きいただければと思います。

調査結果の概要(2)です。この調査では大きく2つの事項について調査・分析をしております。1つは何が違っていたのかという主な不一致項目、次のページは不一致が生じた主な原因です。主な不一致項目は3ページ以降に図がございますが、まず機構調査の不一致項目としては標準報酬の月額相違が全体の55%でした。以下、基本情報の氏名、性別等の相違が23%、標準賞与の額が違っていたものが6%、基金番号が違っていたものが6%で、大半が標準報酬月額の相違ということです。一方で基金調査は、

一番多いのは標準報酬月額の変動で全体の 72%を占めております。以下、資格取得、喪失年月日の相違が 12%、標準賞与額の相違が 11%という結果になっております。

2 ページは不一致が生じた主な原因です。機構調査の方は、先ほど申しましたように基金記録のほうが正であったケースです。この原因としては国の事務処理誤りが全体の 62%でした。その内訳はカッコの中ですが、紙台帳からオンラインへの移行時の入力誤りが 32%、紙台帳への記載誤りが 11%で、オンライン前に起きていたものが多いということですが、中には届書のオンラインへの入力誤りも 19%ございます。6割ぐらゐが国の事務処理誤りでした。その他に事業主の届出誤り等が 3割、事務処理誤り以外の原因として、資格喪失をした後、あるいは事業所が基金を脱退した後で、例えば結婚して姓が変わったときに、国だけに氏名等の訂正を届け出ているケースが大半で、これが 8%程度ございました。

一方、基金調査は国が正で基金が誤っていたものですが、この原因は機構調査とは少し違い、事業主の届出誤り等が全体の 43%を占めております。次いで基金の事務所処理誤り、届出書の入力誤り等が 10%という結果になっておりました。従いまして、不一致の項目としては、機構調査、基金調査はそれほど大差はございませんが、不一致が生じた原因としては、それぞれ機構調査、基金調査では少し違いが出ているということです。

このような調査結果を踏まえた今後の再発防止策ですが、ここでは大きく 3つのカテゴリーに分けて整理をしております。まず 1点目は、割合の大小は別として、いずれにもあった、国、基金における事務処理誤りへの対応です。国の事務処理誤りのほうは、先ほど申し上げたように、紙台帳からオンラインへの移行時の入力誤りや、紙台帳への記載誤りというオンライン化後は生じないものも含まれております。届書のオンラインへの入力誤りは今後も発生する可能性があることから、これを防止するために、現在実施している届書入力後の二重チェックの引き続きの徹底、あるいは電子申請、電子媒体申請等の普及を推進し、それによって入力作業の減少を図ることを進めていくということです。基金の事務処理誤りについても具体的には入力誤り等が主な内容ですので、こういった点について、各基金に二重チェック等も含めて、改めて徹底するように指導し注意喚起したいと考えております。以上が 1点目です。

2つ目の事業主の届出誤り等への対応ということです。これは先ほどの調査結果でも、主として基金調査、すなわち基金の記録が誤っていたときの主たる原因でした。これへの対応としては、事業主の基金への届出義務は厚生年金保険法上の義務なので、法律上届け出なければいけないということです。改めてその点についての事業主側の意識を高めるといことで指導を徹底するとともに、監査において重点的に指導していきたいと思っております。事業主への指導を徹底することは当然ですが、基金のほうは事業主からこういった届出がなければ、実際に勧奨することができないということがございます。そこで、事業主から基金への届出誤りを基金がきちんと把握できるようにするために、当面

の対策として事業主から機構への届出について、今後機構から基金へ定期的に情報提供する仕組みを検討したいと思っております。

最後の5ページの別添3に図がございますが、これでもう一度ご説明したいと思えます。左側は、現行の事務処理で、今基金に加入した場合は、保険料も機構と基金にそれぞれ払います。また、適用等の届出事務についても事業主が機構、あるいは基金にそれぞれ届け出るという仕組みになっております。ただ、不一致が起きるような状況としては右にあるように、事業主が機構には届出ているが基金に届出のを忘れてしまい届出が漏れたり一部が届け出ていなかったりという形で、機構に渡した情報と同じ情報が基金に来ないということが、主たる不一致の原因になっているということです。

そこで、右の図の下④の矢印ですが、これまではこういったことはしていなかったのですが、機構から基金に対して情報提供します。例えばその例に書いてございますように、資格取得届等の情報が提供された場合、要するに事業主からこういう資格取得の情報が提供されたということを機構から基金に渡します。基金にもそれが提供されていればいいのですが、事実確認をしたところ届出漏れが判明した場合は、基金は事業主に対して、先ほども厚生年金保険法上義務があると申しましたが、しっかりそこを督促するという形で、事業主からのアクションを待たずとも基金の方でそういった届出の督促・確認ができるような仕組みを考えてはどうかということです。

今日の議論を踏まえて、仕組みの詳細については今後詰めたいと思っております。新しい仕組みとして、事業主への指導、徹底というだけではなく、仕組み的に確認できるものと考えてはどうかということです。以上が再発防止策の2つ目の柱です。

資料2ページ(3)のその他で、先ほど申しました事務処理誤り以外の原因として、基金を脱退した後、あるいは資格を喪失した後に氏名等の変更が出た場合に、機構にだけ届け出て基金への届出を忘れてしまうことがあります。事業所が脱退してしまうと基金の事業所ではないので、なかなか法制上義務付けるのは難しいのですが、今でも基金、あるいは企業年金連合会で中途脱退者等にお知らせをするときに、住所や氏名の変更があった場合には届け出るように指導はしております。ただ、そこは基金によってまちまちなところもございますので、改めて脱退時、あるいは企業年金連合会であれば承継時に、明確に氏名変更等があった場合は届け出るよう周知徹底するように、基金あるいは企業年金連合会を指導したいと考えております。大きく3つの柱で今後の再発防止策の案を提示いたしますのでご審議いただければと思います。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件にご質問やご意見はございますか。

(廣瀬委員)

参考1の3つの真ん中の「国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案」のケ

ースが 60 万から 70 万と先ほどご説明されましたが、上、下のそれぞれの数字がどれぐらいかというのはいかがですか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

必ずしも両方をそれぞれ明確に分けた数字では把握しておりませんが、全体で 60 万～70 万ということです。

(廣瀬委員)

分かりました。例えば上のケース 1 の国の記録だけがあって基金記録がない場合は、国の記録として厚生年金が支給されているケースが実はあったわけですから、代行部分がない形で支給されているという理解でいいと思います。しかし下方の、国の記録がなく基金の記録だけがある場合、基金だけが本人に支給されていることになるのですか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

最終的に突き合えばそのようになっているケースもあると思うのですが、ここはまだ記録の突合せ前の段階です。例えば下方の図では、基金には記録があるが国から回付されてきた被保険者記録の中には対応するものがないというケースです。それは考えられる原因に記載してございますが、もしかすると、その方の記録が本来は A 基金に来るのが B 基金へ基金番号違いでいってしまっていることもございますので、基金番号違いが訂正されると突き合う可能性もございます。突き合えばきちんと給付の関係は整理できます。左の図は、結果として不支給あるいは二重支給が生じてしまった例ですが、真ん中の図はそこにいく前の段階としてまだ見つかっていないものですので、場合によっては相手探しをうまくすればきちんと突き合うものも含まれているということです。

(廣瀬委員)

色の付いた濃くなっている部分は、本人の記録が分かっていると理解して、その基金だけが支給されていると考えたのですが、それは違うのですか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

図が分かりにくいのかと思いますが、真ん中の図は給付うんぬんの前に、基金には今

記録が手元にあるということで、給付しているかどうかというよりも記録があるものについて真ん中右側の図に色を付けております。国の記録がまだその基金に回付されていないということで、点線にしているということです。

(廣瀬委員)

支給になっているかどうか、ここは区分けをしていないということですね。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

はい、そうです。この真ん中の図のものについてはまだ記録の突合せ前の段階ということですね。

(磯村委員長)

よろしいですか。資料をご覧いただくときに、真ん中の枠から左右に矢印が出ているというように、矢印を入れるともっと分かりやすいかもしれません。他はよろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

代行返上あるいは解散というのは参考1の表の右側になりますが、これはまだかなり突っ込んで調べなければならないという段階ですか。それとも、ほぼ掴んだといえるのでしょうか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

これも11月にご報告したと思いますが、代行返上した基金は、その後いろいろございますが、大半は今確定給付年金等になっておりますので、こういった再整理の枠組みが整理されれば、代行返上した800以上ある基金については全て呼び掛けをしたいと思います。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。この基金の関係を私から確認も兼ねて2つです。

2ページの真ん中の再発防止策の中で、「国の事務処理誤り」に対する再発防止策ですが、1つは現在実施している入力後の二重チェック、お金を扱うときにはどこでもダブルチェックは当たり前のことです。2つ目の、「電子申請・電子媒体申請等の普及を推進し、入力作業の減少を図る」というのは題目としては非常に結構なことです。現

実に電子申請・電子媒体申請の普及のネックになっているものが、どこどこにどれだけあるのか。そのネックになっているものの1つに、組合健保が電子媒体申請等を素直に受け入れられないいろいろな事情があるという等々を考えると、2つ目は題目としては結構ですが、現実に対応、例えば保険局と一緒にいろいろな検討作業を鋭意、力を入れてやらなければうまくいかないというところを事務局に十分に認識していただき、もう少し具体的なイメージを出してもらわなければいけないと思う点がまず1つです。

2つ目は細かいことですが、5ページの不一致の再発防止策の右側の図で、これもイメージとしては、当面の対策として今のところはこれしかないだろうと思いますが、ここで2つあります。まず1つは、右側の下方に厚生年金基金とありますが、ここには連合会は含まれると。中途脱退者については連合会しかないわけですから。これはよろしいですね。その左に日本年金機構があり、厚生年金基金もしくは連合会に情報提供するというのが④として書いてあります。もし事業主からの届出に間違いがあると、日本年金機構は二度手間になる可能性が十分あるわけです。その辺は機構とよく打ち合わせ済みだと思いますが、よろしいですか。以上です。

(日本年金機構吉野審議役)

最初の電子申請・電子媒体申請の普及について、機構から少し考え方をご説明したいと思います。従来からこの場でもご指導をいただいております通り、事務処理誤りの防止という観点から、電子申請・電子媒体申請を普及していこうと考えております。そのときの考え方として、基本的には事業主にさまざまな選択肢を提供します。電子申請・電子媒体申請に1本化するというよりは、会社の規模や事務処理の仕方に応じて選択肢を提供するというのを1つの考え方としております。

今の委員長からのご発言は、そのときに申請の相手方が私どもだけではないということから、事業所にとって大きなメリットが感じられないのではないかと、もっとメリットを高めるような在り方にするべきではないかというご指摘であったかと思えます。その点、例えば電子媒体申請時に使用するプログラム自身の使い勝手などが事業所にとって使いやすいものになっているかどうかも含めて、より利便性を高めていきたいと考えております。そして、それ以前に、これまでの媒体申請などの普及ということから考えた場合に、事業所にとって十分に選択肢として意識されていたかどうかについても、もう少し追求する必要があるのではないかと考えております。

夏の算定基礎届までを1つの重点的な期間として、いろいろな場を通じて電子媒体申請あるいは電子申請について、まずは知っていただくということに、この半年間余り努力を重ねていきたいと思えます。それと並行して、今ご指摘の他の機関や、冒頭申し上げたようなプログラム自身の使い勝手も含めて、よりメリットを感じていただける方法策についても年金局と相談しながら考えていきたいと思えます。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

私の方から、残りの2つの質問についてです。まず、企業年金連合会も入るのかどうかということですが、基本的には不一致の再発防止策の枠組みの中には企業年金連合会も入ります。ただ、企業年金連合会の場合は委員長もおっしゃったように、基本的には中途脱退者の移管であり、事業主から直接届け出ることではないので、この図にそのまま当てはめることはできないのですが、再発防止策の枠組みの中では基金も企業年金連合会も併せて考えていくということです。

この枠組みの中で、やり方によっては機構の二度手間ではないかという指摘がございました。どのような情報提供、あるいは具体的にどういうものをどういう頻度でやっていくのがいいのかという辺りも含めて、私どもと機構で今も並行して進めております。それから、個別の基金について昨年末に全体の記録の問題をご報告したときに、一部の基金からはむしろこういうことをやってもらったほうがいいという声もございました。これを具体化するに当たって実務上の詰めも必要になりますので、できるだけ効率的にできるようにこれから事務的に詰めていきたいと思っております。

(磯村委員長)

お題目に終わらないように、ぜひ実務的に詰めていただきますようによろしくお願ひします。基金の突合せ、および再発防止策等については一応このような方向で実務的に詰めていただきたいと思いますと思っておりますが、特段よろしいですか。

事務局は、よろしくお願ひします。これで大体予定の議事は終わりましたが、あと何かございましたら。

(三木委員)

ねんきんネットについて一言お願ひがあります。ねんきんネットはいろいろな整備が非常に進んできて素晴らしいことだと思います。ただ、その一方、先ほどから議論が出ている通り、どれぐらいネット対応、登録した人を増やしていくかについて具体的な数字がないこともあると思っておりますが、方策もまだまだ足りないと思っております。入れ物は作ったが、人が来なければ意味がないわけです。そういう意味では、今後のネットをどう進めていくのかに関して、どこかできちんと議論をしていただきたいと思います。

例えば、入り口のところで20歳ぐらいの人に関して、会社に入った22歳の大卒の人でいえば、会社に入ったときに何となく年金手帳を出すわけです。そのときにねんきんネットに登録して、ねんきんネット登録済証のようなものをプリントアウトしたものを提出してもらおう。そこではバーコードか何かで連携できるように紐付け用のものを出しておいて、会社側はほとんど手間を掛けずに、その人が本当に登録していることが分かって、問題ないことが分かるというやり方など、幾つか工夫はあると思っております。入り口

のところではザルのような状況になっているところを、ピタッと一定割合はネット化が進むということをやれば、10年かかるか20年かかるか分からないですが、どの段階かではほとんどの人が対応しているということになると思います。

ネットに関しての考え方についてもう一点だけコメントすると、郵送の方が安心できると思われる方が多いと思うのですが、結局郵便は見ているかどうか分かりません。ネットであれば、確認しようと思えば「確認しましたか」をクリックすればいいわけです。本来ならさまざまな制度変更やステータス変更をしたがあなたは本当に大丈夫ですかと、確認をメールで出したりということも含めて、接触する方法としては安価で確実な方法です。郵便は郵便で必要だということもあるとは思いますが、具体的にネットの場合はこういうことができるということをしちんと訴えていって、乗り換えてもらえるようにアピールを積極的にやらなければいけないと思います。

(磯村委員長)

どなたかお答えいただけそうですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今のお話に関して、1点目に、ねんきんネットを年金機構の第3の窓口にしていこう、そのためには利用者も増やしていく必要があり、利用者を増やしていくためには、まず、ねんきんネット自身を使う側の人にとって役に立つものにしていかなければいけないと思います。

2点目に、普及を図っていくためには、新規に年金制度に加入するときとか、あるいは受給者だと新規裁定のときとか、こういうところを捉えて確実にねんきんネットのユーザーになっていただくことが第一だと思います。そのための工夫はさらにしていきたいと思います。

先ほど郵送のお話ありがとうございました。郵送に関しての1つの懸念は、郵送物は見ているのか見ていないのかということがあります。ねんきんネットを見ているのか見ていないのかということは、技術的にはねんきんネットで記録確認をしたかどうかについてシステムの把握することは可能であり、本人が過去1年間に見たか見なかったかはチェックができます。そういう事跡を使えば、先ほどの議案でございましたが、郵便を送らなくてもいいとか、そういうことを技術的に判断することは可能です。あとはそのようなことについて国民から「郵便はもういいよ。ネットで」という形でのご理解が進んでいけば切り替えていけるとおっしゃっています。技術的には可能です。

先ほどの稲毛委員からの郵送便希望者の見込みに関するご質問ですが、先ほどは手元に資料がなかったので、改めて確認しました。昨年年金通帳の検討会のときにアンケート調査をしました。電子版定期便を送るとして、郵送便についてもさらに送るべきかどうかについてご意見をお聞きしたところ、ねんきんネットのユーザーの4割の方は

「郵送は不要」とお答えです。ねんきんネットを使っていない方にもアンケートを行いました。電子版を送れば郵送は結構ですという方が35%、約4割でした。一般論として申し上げますと、一人一人がどう行動するか分かりませんが、郵便と電子版の両方が必要だという方は5割強、郵送は要らないという方が4割ぐらいというのがアンケート結果でございました。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

郵送の話でいうと、情報量という観点でも全然違って、例えば民間の生命保険や年金に入ろうとすると、1センチぐらいの厚さのパンフレットを加入時に読まなければいけないのです。さらに重要事項説明を人がやるわけです。それだけいろいろ間違えないようにやるのが生命保険とか年金の民間のものだったと思うのです。それに比べると、入り口での認識がほとんどない人が多いわけです。そういう意味では、こういうウェブベースでやるからこそ、eラーニング的なところまでやって「本当に確認しましたか」ぐらいのところまでやろうと思えばやれるわけです。きちんと入り口のところで正しい認識を持っていただくということをやるのが必要だと思います。それを人的にやるととてもコストが掛かるわけですから、できるだけウェブで大体できるように工夫していくという、情報量の観点からも郵送より利点があるととらえていただきたいと思えます。

(磯村委員長)

よろしいですか。今の三木委員のご提案にはたまたま記録問題対策部からのお答えがあったのですが、ねんきんネットの分野の問題というよりも、厚生年金の資格取得届に対する考え方を、紙でやるのかネットでやるのか、その後の本人確認も、その都度書類の受け渡しごとに確認を人の目でやるのか、デジタルで確認ができるようにするのかという基本的な示唆を含んでいるようにも思われますので、そういった観点からの検討があってもいいのではないかと思います。委員の他の皆さんはいかがですか。ぜひそのような観点で、ねんきんネットという範囲をもう少し広げた検討をお願いできたらと。皆さんも同じような思いだろうと思しますのでよろしく申し上げます。

他に何かございますか。

(尾崎年金記録回復室長)

次回の日程についてご報告します。次回は2月28日火曜日を予定しております。それまでの間、粗ごなしの検討会を数回行いたいと考えておりますのでよろしくお願いし

ます。以上です。

(磯村委員長)

予定の議事が終わりましたので、少し早めですがこれでお開きにしたいと思います。次回は2月28日ですのでよろしくお願いいたします。今日はご審議ありがとうございました。

(以上)